

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通七条上る常葉町真宗大谷派宗務所内		平成23年9月28日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 学校法人 真宗大谷学園 理事長 安原 晃 電話 075-371-5521					
主たる業種	高等教育機関(大学)	細分類番号	8 1 6 1				
事業者の区分	第22条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第22条第1項第2号又は第3号 第22条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量3%以上削減を目標とする。						
計画を推進するための体制	大学、中・高等学校、幼稚園各現場の責任者である学長・校長・園長のもと地球温暖化対策ならびに省エネルギーを推し進めると共に、教職員・学生等への啓蒙を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,960.6 トン	2,954.1 トン	2,937.0 トン	2,902.6 トン	-1.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,960.6 トン	2,954.1 トン	2,937.0 トン	2,902.6 トン	-1.0 パーセント	
目標の根拠	大学では、教育・心理学科が学年進行中のため、完成年度を迎える平成24年度まで排出量の増加が見込まれる。よって、平成24年度までは平成22年度排出量の維持を基本としたい。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	学校	事業活動に伴う排出の量 (建物延床面積(100㎡))	2.89	2.89	2.87	2.84	-1.15 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	大学では、教育・心理学科が学年進行中のため、完成年度を迎える平成24年度まで排出量の増加が見込まれる。よって、平成24年度までは平成22年度排出量の維持を基本としたい。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		23.0 パーセント	47.0 パーセント	76.0 パーセント	76.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	コージェネレーションシステムの見直し 学寮における受電方式の見直し(トランス更新)					
	(24)年度	白熱電球使用箇所の高効率照明ランプへ更新 高効率の設備や機器への更改					
	(25)年度	白熱電球使用箇所の高効率照明ランプへ更新 高効率の設備や機器への更改					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通学・通勤時における自家用自動車の入構は原則禁止					
	上記の措置を採用する理由	構内に十分な駐車スペースがないため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・構内は、多くの樹木や植栽を有している。 ・生涯学習講座の一つである「開放セミナー」では、教員が「巨大地震と大津波」という講座を2011年度冬期に開講予定であり、地球環境に関わる教養を深める機会を提供する。						
特記事項	・大学では、教育・心理学科が学年進行中のため、温室効果ガス排出量の増加が予想される。 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正法施行以前におけるエネルギー使用量が一部未把握であるため、平成22年度を基準年度として単年度採用とする。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。